

# 青森県報

号外第三十四号

令和五年  
三月三十一日  
(金曜日)

## 目 次

### 人事委員会

○人事委員会規則一―二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則……………	(事務局) ……一
○人事委員会規則二―三二(人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則……………	(同) ……一
○人事委員会規則六―一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………	(同) ……二
○人事委員会規則七―五一(へき手当等)の一部を改正する規則……………	(同) ……二
○人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……二
○人事委員会規則七―一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則……………	(同) ……三
○人事委員会規則一―一五(職員の苦情の処理に関する規則)の一部を改正する規則……………	(同) ……三
○人事委員会規則二―一六(職員の退職管理に関する規則)の一部を改正する規則……………	(同) ……三
○人事委員会規則一三―一八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………	(同) ……四
○人事委員会規則一三―一九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則……………	(同) ……五
○人事委員会規則一三―一二(職員の自己啓発等休業)の一部を改正する規則……………	(同) ……五

## 人事委員会

人事委員会規則一―二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

### 人事委員会規則一―二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則

人事委員会規則一―二(現行規則の廃止)の一部を次のように改正する。  
第百六十二項の次に次の一項を加える。

163 人事委員会規則二―三四(人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則。平成十一年五月)は、廃止する。

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則二―三二(人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

### 人事委員会規則二―三二(人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則二―三二(人事委員会事務専決代決規則)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十七号中「青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第十六条第一項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八十二条第一項」に、「第二十二条」を「第八十条」に改める。

別表第二第十三号中「青森県個人情報保護条例」を「個人情報保護の保護に関する法律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「第二十二條」を「第八十条」に、「第十六条第三項」を「同条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則六一一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則六一一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

正する。  
別表第一条例第二条第一項第二号の項中「一般社団法人地方税電子化協議会」を「地方税共同機構」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七一五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七一五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

今別小学校 東津軽郡今別町大字今別字中沢二〇五 を

今別小学校 東津軽郡今別町大字今別字西田二五八の九〇 に、

佐井小学校 下北郡佐井村大字佐井字糠森一〇三の三 を

上郷小学校 三戸郡田子町大字山口字道前二一の一 を

清水頭小学校 三戸郡田子町大字田子字清水頭一八 を

佐井小学校 下北郡佐井村大字佐井字糠森一〇三の三 に改める。

別表第二の小学校の表中

裾野小学校 弘前市大字十面沢字轡二九三 十和田市大字八斗沢字砂土路一四の一 を

裾野小学校 弘前市大字十面沢字轡二九三 に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七一六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。



する。

第二十三条第二号中「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月青森県条例第四号）第十条」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）附則第八項、第九項、第十三項又は第十四項の規定により採用された職員は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月青森県条例第四号）第十条の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の人事委員会規則一  
二一六（職員の退職管理に関する規則）（以下「改正後の規則」という。）第二十三  
条第二号の規定を適用する。

3 この規則の施行の日前に地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八  
条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合  
における改正後の規則第二十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

人事委員会規則一三〇八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一三〇八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する  
規則

人事委員会規則一三〇八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改  
正する。

第三条第二項中「第八条の四第一項」を「第八条の五第一項」に改める。

第六条第四項中「次に掲げる」を「人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は  
人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する」に改め、同項各号を削る。

第八条第一号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」

に、「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第三項」に、「短時間勤務の職を  
占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員、育児休業法第十八条第一項の規定に

より採用された同項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職  
員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により任期を定め  
て採用された職員」に改め、同条第二号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再  
任用短時間勤務職員等」に、「第二十三条又は」を「第二十三条若しくは」に、「第  
二項」を「勤務時間条例第二条第二項」に改める。

第八条の二第一項第一号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤  
務職員等」に改め、同条第二号中「再任用職員（地方公務員法第二十八条の四第一  
項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採  
用された職員をいう。第四項第二号において同じ。）又は育児休業法第十八条第一項  
の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の  
任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により任  
期を定めて採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第四  
項中「その日数」を「当該日数」に改め、同条第二号中「再任用職員並びに育児休業  
法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員及び地方公  
共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条の規定により任期を定めて採  
用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第八条の三第一項中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改め、同  
項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員  
等」に改める。

第十条第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」  
に改める。

第十二条第一項第十九号中「七月から九月」を「六月から十月」に改め、「（勤務  
時間条例第四条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められた  
職員のうち人事委員会が特に認める職員にあっては、一の年の六月から九月までの期  
間内）」を削り、「第八条の四第一項」を「第八条の五第一項」に改め、同条第二項  
中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第  
三十八号。以下「改正条例」という。）附則第二十六項に規定する暫定再任用職員

は、この規則による改正後の人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）（以下「改正後の規則」という。）第八条第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、改正後の規則第八条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を適用する。

3 改正条例附則第二十五項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、改正後の規則第八条、第八条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八条の三第一項、第十条第一項及び第十二条第二項の規定を適用する。

人事委員会規則一三―九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一三―九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三―九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第四号イ(2)」を「第二条第五号イ(2)」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三―一二（職員の自己啓発等休業）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一三―一二（職員の自己啓発等休業）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三―一二（職員の自己啓発等休業）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「（懲戒免職の処分を除く。）」を削り、同項第三号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）附則第三項に規定する旧定年等条例勤務延長期限若しくは同項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円